

埼 労 発 基 0 5 2 7 第 2 号
令 和 7 年 5 月 2 7 日

各 位

埼玉労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行等について

平素より、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）が令和7年4月15日に公布され、令和7年6月1日から施行されることとなり、その施行につきまして、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴機関におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、傘下事業者へご周知いただきますよう、お願い申し上げます。